

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度アイヌの伝統的生活空間（イオル）の再生事業 体験交流業務
発 注 課	市民文化局市民生活部アイヌ施策課
選 定 事 業 者	札幌アイヌ協会（会長 阿部 一司）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、市民を対象とした体験交流（調理体験、民具づくり、子ども遊び）を企画・実施するものである（それぞれ全2～4回の実施。延べ150名の参加を想定。）。 業務の実施に当たっては、札幌市におけるアイヌ民族の状況を理解していることに加え、アイヌの伝統文化について専門的な知識・技術・経験等を有し、講座を企画し実施できることが必要である。 これらの条件を満たし適切に業務を履行できるのは、必要なノウハウ及び組織体制を有している札幌アイヌ協会のみであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とする。 なお、当該団体は札幌市競争入札参加資格登録業者ではないが、令和5年度においても同業務を受託し、良好な履行実績がある。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号